

ビタミンM

NO.60

～1枚5分で1ヶ月の経営に効く～(平成29年5月号)

＜今月のトピックス＞

- ・平成29年度雇用関係助成金について
- ・介護休業給付について



平成29年度雇用関係助成金について

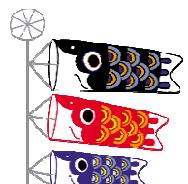
平成29年度の雇用関係助成金のパンフレットが公開されました。今年度の変更点の一つとして**生産性要件を達成した場合に支給額が割り増しになる仕組み**が複数の助成金で導入されています。また、その他にも目的が似通った制度の統合や利用が少ない制度の廃止も行われています。ここでは「**生産性要件**」についてご説明します。

＜生産性要件とは＞

企業における生産性向上の取組みを支援するため、**生産性を向上させた企業が労働関係助成金(一部)を利用する場合、その助成額又は助成率を割増します**。具体的には、申請する企業が次の方法で計算した「**生産性要件**」を満たしている場合に助成の割増を行います。

- (1)助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「**生産性**」が、**その3年前に比べて6%以上伸びていること**
- (2)「**生産性**」は次の計算式によって計算します。

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産・不動産賃借料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$



＜生産性要件が設定される助成金＞

- ・労働移動支援助成金・地域雇用開発助成金・職場定着支援助成金・人事評価改善等助成金
- ・建設労働者確保育成助成金・65歳超雇用推進・両立支援等助成金・キャリアアップ助成金
- ・人材開発支援助成金・業務改善助成金

★例えば、パートタイマー(有期契約)を正社員に転換し、
キャリアアップ助成金を活用した場合(中小企業における一人当たりの金額)

平成28年度	平成29年度	
	生産性要件を満たす場合	生産性要件を満たさない場合
60万	72万	57万

助成金の要件は年度の途中においても変更になる場合があります。申請時には最新の情報をご確認ください。
詳しくは[こちら](#)！

[平成29年度雇用関係助成金](#)

[検索](#)



介護休業給付について

従業員より介護休業給付を受給して介護休業を取得したいと申出がありました。どのような手続を行えばよいでしょうか。



①

まず、介護休業給付金は、次の要件を満たす介護休業について、支給対象となる同じ家族について93日を限度に3回までに限り支給されます。

支給額は休業開始時の賃金の67%です。

- ①**『要介護状態』**(負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の障害により2週間以上にわたり常時介護を必要とする状態)にある**家族**を介護するための休業であること
- ②被保険者がその期間の初日及び末日とする日を明らかにして事業主に申し出を行い、これによって被保険者が実際に取得した休業であること

②

支給対象となる**家族**とは次の方です。

「配偶者(事実婚含む)」、「父母(養父母を含む)」、「子(養子を含む)」、「配偶者の父母(養父母を含む)」、「祖父母」、「兄弟姉妹」、「孫」



③

給付を受けるためには何を提出すればよいですか。



④

事業所の所在地を管轄するハローワークに次の書類を提出します。

○雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書

(添付書類)賃金台帳、出勤簿等

○介護休業給付金支給申請書

(添付書類)

・被保険者が事業主に提出した「介護休業申出書」

・住民票記載事項証明書等(対象家族の氏名、申請者との続柄、性別、生年月日等が確認できる書類)

・出勤簿、タイムカード等(休業の実績がわかる書類)

・賃金台帳等(休業中の賃金がわかる書類)

⑤

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

お知らせ 「ビタミンM」メール配信サービスを始めました！「kcr@nkgr.co.jp」に**<事業所名・お名前・メール配信希望>**をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)

〒561-8510

大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル

発行責任者:社会保険労務士 岩田 健

執筆担当者:社会保険労務士 竹中 道代

TEL: 06-6868-1193

FAX: 06-6862-4662

Mail: kcr@nkgr.co.jp

作成日: H29.4.19
NK-GROUP

イラスト協力:WANPUG

お気軽に
ご質問・ご相談ください

